

KU-DREAM 研究員募集要項
令和 7（2025）年度採用分
(第 2 次募集)

1. 趣旨

鹿児島大学（以下「本学」という。）が基礎科学分野の優秀な研究者や教員を確保し基礎研究活動の活性化と人的流動性を向上させるためには、若手研究者に対して積極的なサポートを行い、本学の研究の中心となる人材を育成する必要があります。このため、本学は、博士の学位取得者で優れた研究能力を有し、本学において研究に専念することを希望するポスドク研究者を特任助教として採用し、受入れ研究科の研究室において必要な研究環境（スペースや研究費）および身分（給与）を提供する鹿児島大学博士研究員支援プログラム（以下「KU-DREAM」という。）を実施します。本制度により雇用されたポスドク研究者（以下「KU-DREAM 研究員」という。）の独立研究者に向けての飛躍とキャリアアップをサポートするとともに、本学の基礎科学研究力の向上に貢献することを目的とします。

2. 応募資格

本申請は KU-DREAM 研究員となることを希望する者（申請者 A）と KU-DREAM 研究員の受入れを希望する本学の教員（申請者 B）による共同申請を行っていただきます。申請者 A は以下の①～④のいずれも満たしていることが必要です。

① 学位取得者

採用時点で博士の学位を取得後 5 年以内の研究者を支援対象とします。（ただし、出産、子育て、介護などのライフイベントによる個別事情がある場合は配慮します。）学位の取得は本学でも本学以外でも構いません。

② 研究分野

本制度で支援する研究分野は自然科学の研究分野です。ただし、臨床研究は対象外とします。

③ 受入れ承諾と研究計画

受入れ教員（申請者 B）から研究室への受入れの承諾を得ており、かつ、応募にあたり申請者 B と綿密な話し合いにより具体的な研究計画を共同で立案している者とします。

なお、本制度では博士課程での研究の単なる継続ではなく、自らの研究者としての能力を一層伸ばす意欲を持って研究を遂行することを求めています。

④ 国籍

申請時に、日本国籍を持つ者、又は日本に在留資格がある外国人

3. 受入れ教員（申請者 B）の資格

申請者 B は、以下の①～③のいずれも満たしていることが必要です。

① 本学の常勤教員であり、独立した責任者(Principal Investigator, PI)として科学研究を推進する実績があり、研究スペースおよび研究費執行の裁量をもつ者

独立した責任者(Principal Investigator, PI)とは、以下の全てを満たす者となります。

(1)独立した研究課題を有すること

- (2)研究グループの責任者であること（研究グループを組織している場合）
- (3)大学院生の指導に責任を持っていること
- (4)論文発表の責任者となっていること
- ② 直近5年間に、Top10%論文（「鹿児島大学トップ10論文の評価に関する要項」令和年1月19日学長裁定 第2第1号の規定を準用する）又は、Top10%ジャーナル（高インパクト雑誌）に掲載された論文（共に原著論文に限り、総説論文は対象外とする。以下同じ）が合計で3報以上ある者。（ただし、前段と後段の論文が同一の場合は、当該論文は1報とカウントする。）
 - ※Top10%ジャーナル（高インパクト雑誌）であるか否かを判断する際のクラリベイト社又はエルゼビア社が提供するデータベースにおける小分野の分野別ジャーナルランキングについて、KU-DREAM運用要領（令和4年2月10日学長裁定）第7第2項に規定されているとおり、雑誌数が少ない分野ではレビュー誌を除いたランキングとする等、研究領域の特性を踏まえ、選考委員会において個別に判断することも可能ですので、個別の事情がある場合には事前にご連絡ください
 - ※Top10%ジャーナルは申請時点における最新のランキングによるものとします
 - ※掲載決定を含み、受入れ教員が当該論文の筆頭著者又は責任著者である必要はありません
- ③ 令和7年4月1日時点で、61歳以下であること。

4. 採用期間

令和7年4月1日（予定）から令和10年3月31日まで
なお、採用後2年目終了後の中間評価の結果により、更に2年間（最長5年間の採用期間）の支援延長が可能です。
中間評価においては、KU-DREAM 研究員採用後、各年度1報以上 Top10%ジャーナル（高インパクト雑誌）に論文が掲載（掲載決定を含む。筆頭あるいは責任著者でなくても可。）されていることなどを支援延長の基準とします。

5. 給与支給額

令和7年度の支給予定額は以下のとおりです。なお、給与の額については変更することがあります。
月額 362,000円。
（扶養手当、通勤手当、住居手当、退職手当、期末勤勉手当等の諸手当は支給しません。）

6. 研究費

申請書記載の研究計画を行うための研究費として研究費助成を受けることが可能です。当該研究費の助成を受けるためには、採用後に別途、研究費申請を行ってください。審査を経て毎年度150万円以内の研究費を支給する予定です。（採用時期により変更する可能性があります。）

7. 申請手続き

指定の申請書を作成し、受入れ教員（申請者B）を通して、受入部局（研究科）長から学長へ提出してください。
申請書はウェブ（<https://www.kagoshima-u.ac.jp/research/ku-dream.html>）よりダウンロードできます。
締め切りは令和6年10月31日（木） 17時（必着）とします。

8. 審査

審査は第一次審査（書面審査）及び第二次審査（面接審査）の2段階で行います。

第一次審査の結果は12月初旬ごろまでにご連絡いたします。第一次審査通過者に対して第二次審査を令和6年12月18日（水）～令和6年12月20日（金）の間に実施予定です（都合により日程は変更する可能性もありますが、その場合は予め申請者に通知します）。

第二次審査では研究計画について15分間程度のプレゼンテーションを行っていただきます。第二次審査の詳細は第一次審査結果と共にご連絡しますが、第一次審査の結果通知から第二次審査までの期間が短いのであらかじめご準備をお願いいたします。

第二次審査後、合格者を採用内定（毎年度2件程度を予定）といたします。

〔審査方針〕

- ① 申請者Aの研究課題設定に至る背景が示されており、かつその着想が優れていること。また、研究の方法にオリジナリティがあり、研究課題の今後の展望が示されていること。
- ② 申請者Aの博士課程での研究の単なる継続ではなく、自らの研究者としての能力を一層伸ばす意欲が見られること。（自身のキャリアアップに対する考え方を示させる。）
- ③ 本学の研究力向上に資する研究計画であり、また、申請者A自身がそれに対して貢献する意欲が認められること。
- ④ 申請者Bによる申請者Aへの研究支援や指導体制が具体的に示されていること。
- ⑤ 申請者Bが推進する研究と申請者Aによる研究との相互作用や相乗効果が十分期待されること。

なお、本学は、女性研究者支援をはじめとする男女共同参画に係る取組を積極的に推進しており、女性研究者の積極的な採用・登用を行っています。このため、本公募によるKU-DREAM研究員の採用に当たっては、評価結果等が同等であれば女性を優先いたします。

9. 申請書および選考についての注意点

- ① 申請者Aおよび申請者Bの申請は、それぞれ各年度1人1件のみとします。2件以上申請した場合、全ての申請が無効となります。
- ② 申請内容ファイルは所定の様式を使用してください。申請書内で許可された以外の様式変更、所定様式以外の用紙の追加、指定書類以外の使用がある申請書は受け付けられません。
- ③ 申請書は日本語又は英語で記載してください。なお、英語で記載された申請書の場合、和文要約などの追加資料を提出することもできます。又は本学から求める場合があります。
- ④ 申請書類の提出後、その記載事項を変更し、又は補充することは認められません。（上記③の本学から求めた場合を除く）
- ⑤ 第二次審査は、日本語又は英語での対応とします。
- ⑥ 申請書類に虚偽が発見された場合は、採用後であっても採用開始時に遡ってKU-DREAM研究員の資格を喪失させることがあります。なお、その場合には労働契約を解除するとともに支給済の研究費の全部または一部の返還を求めることがあります。
- ⑦ 審査結果は令和7年度採用分にも有効です。

- ⑧ 審査結果への問い合わせには応じられません。最終候補者決定後に、第一次審査、第二次審査の平均評点及び当該申請者の評点、順位をお知らせします。

10. KU-DREAM 研究員、受入れ教員及び受入れ部局の義務等

- ① KU-DREAM 研究員は、出産・育児や介護に係る採用中断又は傷病を理由とする採用中断の扱いを受ける場合を除き、申請書記載の研究計画に基づき、採用期間中、研究に専念し、論文や学会発表などを通して本学の研究の発展に貢献するよう努力しなければなりません。このことは「KU-DREAM 研究員としての研究活動」以外の様々な活動を一律に制限するものではありませんが、「KU-DREAM 研究員としての研究活動」を自らの主たる活動とし、その遂行に支障が生じることがないように、採用期間中において自らの活動全体を適切に管理する必要があります。また、原則として研究課題、研究計画の変更はできません。なお、研究を継続できないことが明らかなときや、研究の進捗状況に著しい問題があり、所期の研究成果を達成できないときは、KU-DREAM 研究員の資格を喪失させ労働契約を解除することがあります。
- ② KU-DREAM 研究員は、原則として KU-DREAM 研究員以外の身分を持つことはできません。KU-DREAM 研究員が、常勤職及びそれに準ずる職に就いた場合には、KU-DREAM 研究員の資格を喪失させ労働契約を解除することがあります。
- ③ KU-DREAM 研究員は、毎年度末及び採用期間終了後速やかに研究報告書を提出しなければなりません。（出産・育児や介護に係る採用中断又は傷病を理由とする採用中断の扱いを受ける期間が一年度の全てにわたった場合を除く。）
- ④ KU-DREAM 研究員に採用された者は、上記③の義務に加え、2 年次終了後に研究の進捗状況等についての評価（中間評価）が実施され、支援期間延長の可否について審査します。その際には必要資料を提出し、口頭発表・状況報告等を行っていただきます。
- ⑤ 上記の義務等に反した場合、又は、研究における不正行為、研究費の不正使用等、研究者としてふさわしくない行為があった場合には、KU-DREAM 研究員の資格を喪失させ労働契約を解除するとともに支給済の研究費の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- ⑥ 受入れ教員及び受入れ部局は KU-DREAM 研究員の受入に全面的な責任をもち、KU-DREAM 研究員に対し、研究実施に必要な空間、設備、文献、標本資料、通信環境等を利用できるようにするなど受入れ環境を整備して、また、適切な研究指導をおこなうなど、研究計画の実施に支障がないように務めることが求められます。なお、中間評価では受入れ教員の研究指導・支援体制についても審査されます。
- ⑦ KU-DREAM 研究員は本学の教職員として学内規則等を遵守しなければなりません。また、受入れ教員及び受入れ部局は KU-DREAM 研究員に対して安全衛生管理について機関内規則等に基づき必要な指導を行ってください。

11. 本募集に関する問い合わせ・連絡先

〒890-8580 鹿児島市郡元 1-21-24

国立大学法人鹿児島大学 研究推進部研究協力課研究協力係

電話 099(285)3224

電子メール kenkyo@kuas.kagoshima-u.ac.jp